

江戸初期における宇土藩境争論の歴史的意義—藩と領民の視点から—

岡林 悠太

1、はじめに

藩領争論は幕府が国絵図作成を命じる度に全国で数多く発生した¹⁾。宇和島藩と土佐藩の間で起きた藩境争論は、正保元年（1644）に幕府が各藩に領内絵図の提出を命じた、正保国絵図作成に端を発するものである。

最初に藩境争論が起こったのは、幡多郡の西端 12km の海に浮かぶ周囲 23km の小島、沖之島（現地名は「沖の島」）である（図 1）。この島



図 1 沖之島位置図

は元久 2 年（1205）に三浦新助則久という落人が鎌倉からやってきて、島を支配するようになった。戦国時代になると土佐の一条氏と伊予の御荘氏が島を分割して領土としたが、実質的な支配は三浦氏に委ねられていた。その制度が江戸時代になってもそのまま適用され、東南部の弘瀬浦一帯が土佐藩領、北西部の母島浦一帯が宇和島藩領となっていたが、島全体が三浦氏の支配下にあるため、境界線の取り決めは「もくづ浜中あしはおりのり」²⁾ という口伝の歌があるだけで明確なものではなく、双方入相にしている場所が多かった。ところが正保国絵図の提出を求められたため、その区分を明確にする必要が生じた。

沖之島は豊後水道が太平洋とちょうど交わる所に位置し、豊富な網代がたくさんある³⁾。それが境界線の引き方によって土佐分になったり宇和島分になったりするわけだから、いざはつきり決めるとなると双方が自分に都合の良い主張をして互いに譲らなかった。そのため絵図の作成に 3 年もかかった上に、両藩がそれぞれ勝手に描いたものを提出した（図 2・3）。慶安元年（1648）に両藩の役人が交渉し、双方が妥当できる線で一旦は合意したものの、翌年に境界線近くの「芦の田」と呼ばれる土地の帰属について両藩の庄屋（元々は三浦氏の同族）同士が争いをはじめ、宇和島藩側の庄屋・土居六ノ進が幕府に訴え出たので

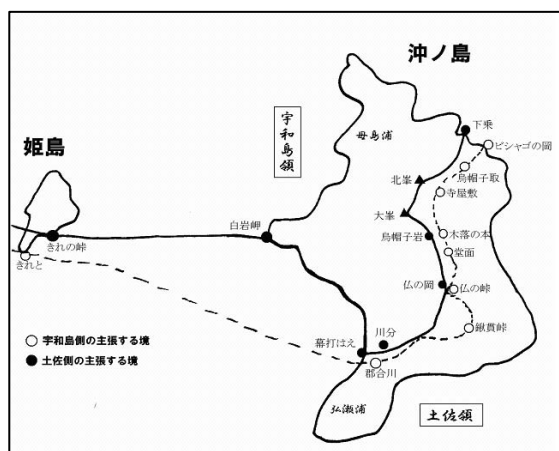


図 2 沖之島争論・両藩の主張

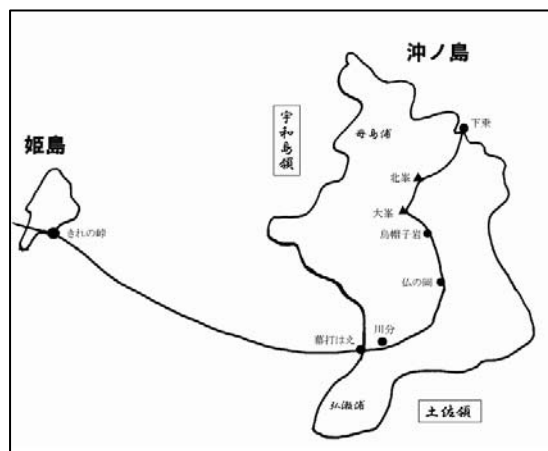


図 3 沖之島争論・幕府の裁定

問題は幕府評定所で百姓公事として扱われることになった。

沖之島で起きた藩境争論は明暦2年(1656)夏ごろ、篠山(図4)にも飛び火する。篠山は、土佐の西端、宇和島との国境にそびえる1065mの高山で山上には篠山権現や篠山観音寺があり、四国八十八ヶ所の番外札所として賑わい、宇和島、土佐両国に多くの信者のある霊場であった。この山頂の篠山観音寺を土佐では土佐領といい、宇和島では両国支配のなかまの土地といってその帰属を巡って争いとなり、小川平では今まで土佐の者が木材を伐っていたのを



図4 篠山位置図

宇和島領だといって禁止されたので、ここでもその所属を巡って争いが展開された。その後篠山でも数々の争いが起こったので、土佐前藩主山内忠義は幕府へ訴え出ようとしたが、大名の直公事は御法度であるので改めて百姓公事にしよう準備している最中に、先を越して又も宇和島側が訴状を提出したのであった(図5・6)。

土佐藩は、有利に展開している沖之島公事が片付いてから篠山公事に当たる戦略をとった。万治2年(1659)沖之島公事の裁定が行われ(図3)、いよいよ篠山公事の裁判が行われる段取りとなったが、二度も公事を起こすことの不利を説く幕閣の話もあり、ついに双方訴訟を諦めて、松平出羽守、松平美作守の取扱い裁定を受けることとなった。

沖之島公事では土佐側を有利にした幕府が、篠山公事では宇和島側を有利にして、互いに両藩の面子を立てるということで、万治2年11月15日に一連の宇土藩境争論は落ち着いた(図6)。その解決までには15年の歳月を費やす、両藩政前期における大事件であった。

江戸初期、藩境争論に対して大名相互の交渉で解決することを望み、仲裁的態度で境界線を引こうとし

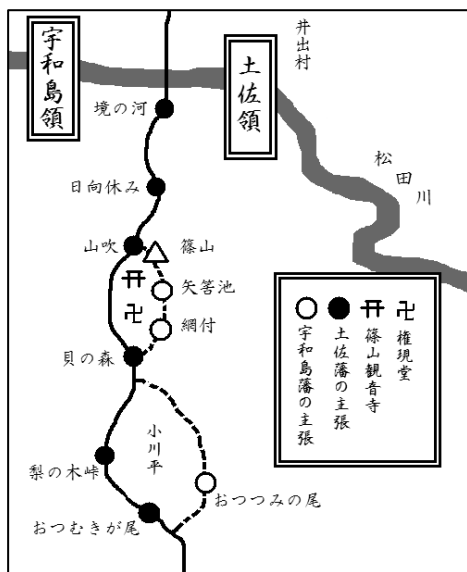


図5 篠山争論・両藩の主張

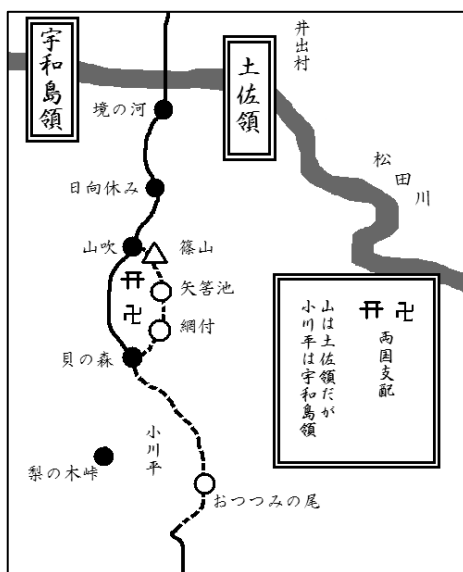


図6 篠山争論・幕府の裁定

なかつた幕府が、仲裁的立場を捨て、争論を大名間の争いでなく、所領を異にする村と村との争いと捉え、姿勢を転換させたのが宇土藩境争論とされている。こ

ここに公儀の土地をめぐる公儀の百姓の争いに対して公儀が裁定するという幕藩体制の原則が明らかにされたと評価されている（丹羽 1987）。また、幕府評定所に持ち込まれた争論では、土佐側が庄屋の代理として家臣を百姓に偽装させて出廷させており、本来村役人や百姓が当事者となる境界争いを藩が支援して勝訴に導こうとするなど、百姓と武士の共闘があったことも指摘されている（渡辺 2017）。

幕府の境論裁定規定制定の契機となった正保国絵図作成における藩境争論としては、他に米沢藩と相馬藩、豊後の岡、森藩と熊本藩、岡山藩と丸亀藩など多くの争論が発生しているが、その多くが、短期間で裁定によって決しており、これほどの長期間にわたり、しかも百姓公事にまで発展した争論は珍しいと言える。県内において宇土藩境争論は、野中兼山の藩政における活躍とは切り離せないものであり、これまではその功績の一つとして、為政者の側から研究がなされてきた。そして、横川末吉氏が争論の原因について「藩領境界における経済的発達により、沖之島の漁業資源、篠山の森林資源が重要視される結果となったことと関係がある」と述べているように⁴⁾、経済面から見られたものが多い。

本稿ではそうした研究成果を踏まえ、宇土藩境争論を野中兼山の藩政の一部と捉えつつも、為政者の業績としてだけでなく、実際に争論に関わった人々に焦点を当て、まず土佐藩の郷士、藩主、為政者のそれぞれの視点で藩境争論を捉える。次に庄屋と領民の側から、藩境争論が領民の生活に与えた影響を考察し、宇土藩境争論を事例に、江戸初期の藩領争論の歴史的意義を考えてみたい。

2、藩境争論と藩

(1) 争論における郷士の役割

山内家の土佐入国期の一領具足の反抗を武力で制圧した後、彼らを原住地に安堵するために、慶長 17 年（1612）に被官を抱えることを許したのが土佐における郷士の始まりである。郷士の登用は、正保元年（1644）野市村と鏡野台地開拓において大規模に行われ、一般的に百人衆郷士と呼ばれる⁵⁾。

ここでは土佐藩の郷士であり、篠山、沖ノ島双方の藩境争論の実質的な責任者であった淡輪四郎兵衛の活躍を中心に、藩境争論において郷士がどのような役割を果たしたのか、またそのことが後の藩政にどのような影響を及ぼしたのかを見ていく。

『淡輪記』によれば淡輪氏は天正年間（1573～1592）の頃、和泉国から土佐に移り住み、四郎兵衛は慶安元年（1648）に執政野中兼山のもと行われた新田開発の折に郷士として召抱えられた、いわば兼山子飼いの部下であった。彼は明暦 2 年（1656）年に西浦奉行に任命され、沖之島争論の処理にあたった。彼が争論において宇和島役人または藩内への指示などの遣り取りの書状は総 145 通にも及び、幕府の裁定にあつては兼山と共に江戸へ出向いて、内詮議と称する公事の練習を指揮し、兼山の手足となり活躍した。さらに、篠山でも藩境争論が起こると、浦奉行であるにもかかわらず、その処理も任されたことから兼山の信頼は相当厚かったようである。彼は藩境争論後に、それに関する膨大な資料を『沖之島地堺論』

『篠山国堺論定』⁶⁾『淡輪記』の三つに整理している。

淡輪四郎兵衛の他にも宇土藩境争論に当たった役人の中には、東浦奉行であった野村甚兵衛、沖之島のミニチュア模型を作ったカラクリ職人・江口市左衛門、沖之島公事において弘瀬浦百姓に扮し、町奉行神尾備前守が「土州百姓申分一段と能候而私においても別して大悦これに不過候」⁷⁾と称える程の弁舌を揮った土居市右衛門など多くの郷士がいた。その理由は、彼らが村方における実生活から地域経済や事情をよく理解し、山内氏の家臣よりも実地における深い見識を持っていたからでもあろう。

また、兼山には、一領具足を積極的に郷士として登用することで家臣団を強化し、また地域の領民支配を強化する狙いがあった。それはこの宇土藩境争論においても同じである。

『篠山国堺論定』に「土佐国に先年より相究候一両具足の者として郷侍百騎程有之候処ニ此比又百騎程被抱置候由風聞致候」⁸⁾とある。これは、兼山が篠山を視察した際に、新たに地元有力民を郷士として取り立てたことを記すものである。これは辺境の地にも郷士を配し、藩の支配を一層行き届かせることはもちろん、藩境争論が起こった事で不穏になりつつある他藩との国境沿いの戦力を強化する意味も含んでいる。これに対し松山藩主で忠義の妻の兄である松平隠岐守定行は「若治定に候は、今程の時分ニは勿躰なき事に候（中略）必御延引可被成候」『篠山国堺論定』と警戒を顕わにしている。

しかし、兼山がこの忠告を聞き入れた様子はなく、『淡輪記』によれば、万治2年(1659)に幡多郡で「幡多百人衆」と好を通じ、以降も争論の発生地である幡多郡下山郷を中心に、「下山百人衆」と呼ばれる郷士の起用を引き続き行っている。彼らの兼山に対する信頼は大きなもので、淡輪四郎兵衛は「色々懇の御引合、筆紙に尽くしがたき事に候」⁹⁾と記している。

以上、述べてきたように宇土藩境争論において、辺境地方への藩権力の浸透と藩境の軍事力強化のために多くの郷士が登用された。彼らは藩境争論の最前線で大きく活躍し、ひいては幕末まで続く藩政における郷士の地位の確立に繋がっていく。

しかし、それは一方で藩内外に兼山に不利な空気を作っていたようである。先に述べた松平定行の忠告のように、大量の郷士取立て、すなわち藩の軍事力拡大は、幕府にとって好ましからざることであり、封建体制への脅威であった。兼山が母の葬儀にあたり、巨大な陵墓を築造したことが、江戸での「謀反の疑いあり」という風説となって、自ら江戸に弁明に赴くに至ったのも、藩境争論における軍事増強への猜疑の眼が藩外にあったからと思われる。さらに藩内においては、淡輪四郎兵衛、一木権兵衛、野村甚兵衛ら新参の郷士組頭組の急激な台頭が、山内氏古参の家臣たちからは憎悪と嫉妬の眼を持って見られるようになり、これらと猜疑と不満が寛文3年(1663)の突然の奉行職解任、寛文の改替と呼ばれる大変革へと繋がっていく。

兼山の失脚は、彼の権勢が頂点に達したと同時に、横川氏の言う「兼山政治が孕んでいた多くの矛盾」¹⁰⁾が一気に暴発した結果であり、その一因として、宇土藩境争論における大量の郷士取立てと彼らの活躍があるのは重ねて述べてきたとおりである。

(2) 争論に見る藩主の意地

宇土藩境争論は藩内の経済問題であると同時に、他藩や幕府を巻き込んだ外交問題でもあった。この節では藩境争論を藩主がどのように捉えていたか、藩主の幕府に対する外交が争論にどのような影響を及ぼしたかについて見ていきたい。

土佐藩主山内忠義の人となりについて、儒学者谷秦山の孫である谷真潮は「うわたわけるお人、極めて横着なる君なるが（中略）後世までの規模を立ちける大なる御器量」、また晩年の山崎闇斎は「大酒を参りしゆえ、若き時分桀紂と云いて人々わるく云いけるが、今思えば国君にあれほどの善人名君もなし」と評している。大酒家で豪快な戦国気風を残した荒大名だったようだ。

一方、宇和島藩主伊達秀宗は仙台の伊達政宗の長男で、関ヶ原や大坂の陣も身近に見聞している、忠義と同じく戦国時代の空気を吞吐した大名である。

今回の宇土藩境争論は、領知高で見ると、宇和島藩 10 万 2154 石、土佐藩 20 万 2600 石で、土佐藩の方が倍以上も大きく、財政的に見ても有利に思えるが、秀宗にしてみれば「新興の外様大名風情に負けてなるものか」という気概があったのではないか。宇和島藩の書状には「御隣国之儀御守護入魂之御事ニ候」¹¹⁾ という文言がしばしば出てくる。

また、明暦 2 年 6 月 8 日に秀宗が没した際に忠義が兼山に送った書状の中には「遠州逝去ノ趣近頃笑止ニ候、大膳夫相手ニテハ齒ごたえなき心地（後略）」¹²⁾ と記している。大膳夫とは秀宗の嗣子大膳大夫宗利のことであり、忠義も秀宗との対決ということを相当意識していたようである。

特に忠義の争論に対する執着は凄まじいものであった¹³⁾。彼は妻の兄にあたる松山藩主松平定行に宛てて「申上不及候へ共、此出入之儀ハ拙者一代之大事に候間、国之筋境古ニ相違なく相濟、拙者老後之面目を失ひ不申様」¹⁴⁾ と述べている。度重なる宇和島側の侵入に業を煮やした忠義は、遂に明暦 3 年（1657）12 月に「地頭直公事御法度」を無視して、幕府に訴え出る。

当然ながら、彼の提訴は幕府からは拒否されてしまうが、一介の外様大名が改易の危険を犯してまでこのような行為に及んだことは、単なる示威行動ではなく、彼の争論への執着からであろう。藩主の進退を心配した兼山は、松山藩の家老久松清左衛門に書状を送り、此度の出入の儀は土佐守父子一代之大事と述べ、松平隠岐守定行に協力を要請している。

忠義は息子山内忠豊に家督を譲り、隠居した後も、書状で幕僚に宇和島の不法を訴え続け、明暦 4 年 1 月 23 日の書状¹⁵⁾ では、松平隠岐守が病気で篠山公事に参加できないかもしれないが、その場合は「万端雅楽頭殿内証御差図にて」、神尾備前守（町奉行）、松平出雲守（老中）、曾根源左衛門（勘定奉行）が相談役の様であるので、彼らに「左様の時節旧冬遣わし候状ニ相添持参候」と江戸の役人に自ら指示を送っている。

さらにその前年の明暦 3 年 12 月 15 日には、酒井雅楽頭、松平出雲守、神尾備前守、曾根源左衛門、伊舟蔵人（勘定奉行）に対し陳情書を送っている¹⁶⁾。その中で忠義は「無理非道成儀を申掛」と何度も宇和島側の狼藉を訴え、「拙者八年寄の事に候得ハ堪忍仕候」が「同

姓対馬守若年」なのをいいことにさらなる狼藉を仕掛けてきたのでついに「堪忍仕儀も罷成間敷候」と怒りを露わにし、「御六ヶ敷候とも被遊御相談可然ニ奉頼度候」と陳情している。

表1 土佐藩が接待を行った幕府の人物

三月二十二日	久世大和守、神尾備前守、酒井雅楽頭、伊丹蔵人、村越次左衛門
二十三日	松平出雲守、伊丹蔵人、神尾備前守、村越次左衛門
二十四日	神尾備前守、村越次左衛門、酒井雅楽頭
二十五日	久世大和守
二十六日	北条安房守、酒井雅楽頭
二十七日	酒井雅楽頭
四月 一日	久世大和守、酒井雅楽頭
	二日 酒井雅楽頭、松平出雲守、伊丹蔵人、曾根玄左衛門

忠義は、この15日だけで7通もの書状を幕僚に送っており、「極めて横着なる君」と評された忠義が「病中にて行歩も弥不叶申候てさんゝの躰ニ在之事ニ候へ共」或いは「是而已氣遣ニ候」などと自らの衰弱を理由に哀れみを誘うような文面で、過剰な程の低姿勢で陳情していることから、公事が差し迫るにあたっての忠義の焦燥と不安が見てとれる。

このように宇土藩境争論は勝敗が藩と藩主の面子に関わる大問題であった。両藩主はその親類を通じ、幕僚への買収工作に躍起になった。土佐藩が買収工作を行ったと推測される幕僚は万治2年(1659)3月22日から4月2日の間だけでも表1に示した通りである。土佐側は忠義の訴えと、豊富な資金力による買収工作が功を奏したのか、忠義の甥である酒井雅楽頭を筆頭に神尾備前守、久世大和守、曾根源五郎、伊丹蔵人、村越次左衛門ら幕僚の引き込みに成功し、公事を有利に展開するかと思われた。しかし、宇和島藩主伊達秀宗の親類、松平伊豆守が土佐側の一方的有利は幕府の大名統制に悪影響を及ぼすと判断し、他の幕僚に働きかけて宇和島側を擁護したため、沖之島では土佐側を有利にし、篠山では宇和島側を有利にするという裁定が下された。

この裁定について忠義はやや不満があったようで、裁定後、野中兼山に、「公儀之依怙ハ天下御免ニテ候得バ致方無之と存候、此上ハ退際大切ニ候ゆえ、御老中始御係合之方がたへ御挨拶可然被為度候」(『篠山国堺論定』¹⁷⁾)との書状を送っている。

このように藩境争論において藩主は自藩の領土と面子を守るために積極的に幕府に働きかけた。それは当初は領土の拡大という思惑を含んでいたかもしれないが、最終的には藩と自らの面子を守るということが目的に変わり、藩境争論に尽力していったように思われる。

(3) 争論における為政者の思惑

宇土藩境争論時の土佐藩主は山内忠義と忠豊であったが実質的な藩の為政者は執政の野中兼山であった。ここでは兼山がこの宇土藩境争論に対してどのような考えを持っていたかを考察する。

一連の藩境争論は横川氏が「この争論は領内辺境における経済発達により、沖之島の漁業資源、篠山の森林資源が重要視される結果となったことと関係がある」¹⁸⁾あるいは、「材木の商品価値の増大が篠山国境争論の契機となった」¹⁹⁾と述べているように、両藩の経済圏拡大の争いでもある、という見方が多かった。では、木材を中心に上方市場に進出し経済によって藩の財政を立て直した兼山も、宇土藩境争論は経済圏拡大の争いと認識していたのだろうか。

宿毛の知行者山内左衛門佐に兼山が宛てた書状には、「貴様境内を御預りにて候は、加様

之時之ためにて候、何之ためと恩召候哉、御仕置衆へ御届候儀は事により申候、もはや御国之面目を御失候と存候。近比笑止千万に存候」（『野中兼山関係文書』）²⁰⁾とある。宇和島側の領地侵入に対し激しく叱責しているものであるが、この中で兼山が先ず「御国之面目を御失候」と言っていることから分かるように、彼の最優先は藩の面子であったようだ。

篠山争論の高潮に達した明暦6年（1658）1月に淡輪四郎兵衛が、数百人の百姓を指揮し、宇和島領正木村を強行突破して木材を土佐領に搬入するなど、木材資源を守ろうとした行動ももちろんあるが、宿毛知行者山内左衛門佐の言う通り、「百姓事と申しても他国之者ニ出会ひけを取申事は口惜可存事候」というのが為政者の本心であった。

さらに兼山の書状の一節には、この国境争論は『長宗我部地検帳』の決定事項を覆そうとする企みに対する戦いであるとし²¹⁾、「然ば常之堺論とは各別故御大法背候と有之儀ニテ無之に付、不成迄も御直訴に是非仰付被下候（後略）」（『淡輪記』）²²⁾と、忠義の直訴を支持した上で争論に対する自信を見せている。彼は『長宗我部地検帳』という公文書に土佐領と明記されている限り、絶対的に有利であると確信していたのであろう。

しかし、沖之島争論において幕府評定所が土佐藩に有利な裁定を出した事で、篠山での争論については「畢竟大名之出入故、非理御わかち理のままにかたはたに御済し候得ハ、負けし方恨有之故、非之方へも少し理御付」²³⁾と幕府の宇和島藩への配慮からその不利を予測している。

結局、彼の危惧は的中し、土佐宇和島双方の折り合いをつけた形で篠山争論は宇和島藩の有利な裁定が下された。このことに対しては「公儀之公事大依怙此度よく見え申候、この公事之跡ニテ、又公事仕様成無分別、天下ニ御座有間敷候」²⁴⁾とあからさまな幕府批判を展開し、憤懣をぶちまけている。さらに「此上何と被仰候とも私公事仕間敷候、縦御意違ひ御扶持被召放候とも、御家のためには不被替候間、無是非候」と、藩の為にならぬ争論は二度とすべきでないとしている。

このように兼山は、藩境争論の第一の目的は藩の面子を立たせるためであり、経済面での利益は二の次であると考えていた。いかに沖之島と篠山双方の資源が重要といっても、土佐藩領全体から見れば極々限られた数量であり、その内の幾分かが宇和島藩に取られたとしても藩経済に深刻な打撃を与えるものではない。

しかし、兼山は藩境争論を藩の面子を保つという考え方でしか捉えていなかったわけではない。篠山、沖之島は、藩境に位置する僻地であり、藩政の中心地高知からはかなり離れた場所にある。藩境争論が起こったことによって、一時的ではあるが外交の中心地となり、藩の役人が常駐したり頻繁に出入りしたりするようになった。兼山にはこの藩境争論を機に領民支配を藩領の末端まで徹底させる思惑が少なからずあったのではないか。

それを一番よく示すのが先に述べた辺境地における郷土の大量取立てであり、次に詳しく述べる、争論終結直後に沖之島で出された「弘瀬浦掟」である。

兼山は数度の現地視察で藩境地域の資源の豊かさ、そのような場所にも貨幣経済が浸透しつつあるのを実見したことで、藩境の重要性を認識した。よって、彼は藩境争論を通じて

藩境の領民支配を強化し、藩領の末端まで行き渡らせる思惑を持ったのではないだろうか。

3、藩境争論と領民

(1) 争論における庄屋の役割

宇土藩境争論においては、両藩の庄屋が現地での争いや交渉の中で大きな役割を果たしている。表2は『篠山国堺論定』に納められている書状をやり取りした者別に統計を取ったものであるが、注目すべきは藩の役人同士の書状のやり取りよりも、庄屋同士の書状のやり取りの方が圧倒的に多い事である。さらに見てみると、争論の起点となるのはほとんどの場合、庄屋同士の書状のやり取りからであることが分かった。

その一つの例として表3を挙げる。

まず、どちらかの庄屋が狼藉を受けた、侵入して盗伐したなどの抗議文を相手に送り、それに対してもう片方が、反論の書状を送る。庄屋同士のやり取りを何度か繰り返した後、現地に滞在している役人が、片方の役人に同じような抗議文を送って、また片方がそれに対して反論する。抗議や反論の内容に関しては、双方、自藩の非を一切認めず、我が方の意見を絶対に譲らないため、不毛な文面のやり取りが延々続く。どちらの主張が真実か否かは、双方が全く反対の意見を述べ続ける上に、書状のやり取りを重ねるにつれて、被害の内容がオーバーになってくる傾向（表3では①の「松木焼き折」が⑤になると「山焼打ち」になっている）が多く見られるため、あえてここでは深く触れない事にする。しかし、やったらやり返すというような水掛論が延々と繰り返されていたというのが真相だろう。

このように藩政に直接関連してくる領地争いであるにもかかわらず、領民同士の争いとしてそこに藩が介入するという形式を取るのには「地頭直公事大法に法度」、つまり大名の幕府への直訴が禁止されていたからである。

しかし、この争論が百姓公事に至るまで激化する以前も、必ず庄屋を通してから役人同士の交渉が始まる、という形式が当初から貫かれており、直公事の禁止ということだけが理由ではないようだ。考えるにこれも幕府への配慮ではないだろうか。庄屋同士の書状の遣り取りには頻りに「御公儀御憚り」という単語が出てくる。

表2を見る通り、明暦3年1月20日の境目見分を境に庄屋同士の書状のやり取りは激減し、役人同士の書状が増えている。これは宇和島藩との交渉が具体化し、最終的には百姓公

表2 『篠山国堺論定』所収の庄屋書状

	全体	境目見分以後
土佐庄屋と宇和島庄屋	197通	21通
土佐役人と宇和島役人	92通	39通
土佐藩内の報告書	35通	21通
幕府閣僚と土佐藩	22通	22通
その他	10通	3通

表3 『篠山国堺論定』における明暦3年の書状のパターン

正月四日 宿毛少兵衛より正木助丞へ松木焼き折のこと	①
六日 正木助丞より宿毛少兵衛へ右返事	④
五日 庄、加用より伊藤、井上へ山焼打ちのこと	②
五日 伊藤、井上より庄、加用へ右返事	③
六日 宿毛少兵衛より正木助丞へ山焼打ちのこと	⑤
六日 正木助丞より宿毛少兵衛へ右返事	⑥
六日 窪川善助より正木助丞へ山番狼藉のこと	⑦
六日 庄、加用より井上、伊藤へ山番狼藉のこと	⑧
六日 伊藤、井上より庄、加用へ右返事	⑨
宿毛少兵衛…土佐藩領宿毛庄屋。 庄佐左衛門…土佐藩士。篠山に常駐。 加用甚左衛門…土佐藩士。篠山に常駐。 伊藤与左衛門…宇和島藩士。篠山に常駐。 井上次兵衛…宇和島藩士。篠山に常駐。 窪川善助…土佐藩領窪川庄屋。 正木助丞…宇和島藩領正木庄屋。 ※丸印の番号は書状を送った順番。 ※史料中、太字は両藩役人同士の書状のやり取り。	

事として藩主導の下に庄屋が動かされたことを示しているが、争論の当初は百姓同士の争いであり、それに藩が直接介入すると藩同士の争いとなってしまう、幕府の誤解や警戒を招きかねない。そのため、両藩はまずは庄屋同士の話し合いによって問題を解決させようとしたわけである。

庄屋は村役人であり、奉行職・仕置役・奉行・庄屋と連なる土佐藩支配システムの末端機関である。このことを考慮すれば、彼らが藩の最下交渉機関の役割を果たし、藩に使役されていたのは当然のことなのかもしれない。しかし、それ以前に彼らは村の代表者であり、領民の利益を保護する立場にもあった。沖之島の場合、宇和島領母島浦庄屋土居六之進は宇和島藩漁業生産力の代表者であり、土佐藩曰く「過分ニ銀子を持奢者」²⁵⁾であった。この争論において彼らは藩権力の末端としての役割を果たす以前に、村の代表者として自村あるいは自分の利益を守る必要があったわけである。

よって、争論において両藩の庄屋は交渉機関としてだけでなく、現地で積極的に争論を指揮する役割も果たしている。篠山においては土佐領宿毛、窪川、下山の三村の庄屋が連繋して、藩境に山番を置いて宇和島側の進入を警戒したり、村民を動員して侵入に対する報復行動を頻繁に行ったりしている。争論地において毎日のように頻発していた小競り合いを、いちいち藩が指揮していたとは考えにくく、これらは庄屋の指導の下に行われたものと思われる。

だが、庄屋同士の交渉の成果というのはあまりない。むしろ、彼らの頑なに自らの主張を貫き通す姿勢は、争論の硬直化を招き、それが百姓公事への流れを作ってしまったようにさえ思える。

争論が百姓公事への流れを見せ始めると、庄屋の領民の代表者としての役割は薄らぎ、藩の末端機構としての役割を強めていく。土佐藩は宇和島側との交渉を有利に進めるために郷士弥五右衛門を楠山庄屋彦六と偽らせて篠山に常駐させ、また沖之島においても土居市右衛門を百姓として弘瀬浦庄屋三浦源五郎の元に潜伏させている。

争論は百姓公事として幕府評定所に訴えだされたため、両藩の庄屋は当事者として、裁決において事情の説明と弁解をするために江戸に出向いたが、これは完全に藩の指導の下に藩の面子をかけて行われたもので、領民の利益を守るために行われたものではなかった。弘瀬浦庄屋源五郎などは、過労と緊張の為か道中で病になり、無理をして評定所へ出向いたものの裁判においては喋ることさえままならず、答弁は百姓に成り代わった土居市右衛門に任せきりであった。

(2) 争論における領民の行動

篠山での藩境争論の発端となった事件は百姓同士の些細な争いであった。明暦2年11月13日と17日に土佐領窪川村の百姓が小川平で材木を伐っていた所、宇和島領正木村の百姓に注意を受けたが、構わず材木の切り出しを続けた²⁶⁾。すると29日に窪川村の百姓が小川平で正木村の百姓数名に伐り出した材木を奪われた、というものである。この小川平は昔から土佐領になったり伊予領になったりしていたので境界がはっきりせず、申し合わせで

入相にしていた。窪川庄屋善助の抗議に対し、正木庄屋助亟は「小川平は宇和領であり、今までは入相にしていたが土佐領だと言う者があるので、これからは立ち入ることを許さない」²⁷⁾との返事をした。沖之島の藩境争論の真っ最中であるため厳しい返事をしたのであろうが、この事件を機に子供の喧嘩のような言い争いと小競り合い、報復が頻発し、最終的に百姓公事まで至る。

藩境争論を大きく見れば、藩の政治問題であるが、最小単位はそこに住む領民の生活問題でもある。争論が激化してからは藩主導の下に動いていくが、発生当初は領民同士による小競り合いであった。

しかし、突発的に起きた小競り合いにしては、領民の行動は山番を襲撃したり、侵入者を待ち伏せて暴行を加えたりと、準備周到な上にかなり過激である。とすると、何か過去にもそのような境界争いが起きていて、それがもとで領民はこのような強気な行動に出たのではないか。

調べてみると、それ以前にも幡多郡下山郷に位置する黒尊山(図7)で、同じく宇和島藩との間に境界問題が起こっていた。元和4年(1618)の春、宇和島領から三百余人が境界を越えて黒尊山に入り込み、木材を伐採した²⁸⁾。現地の役人がこれを阻止し、宇和島側と口論となった。中村の知行山内吉兵衛は大事と見てすぐさまこのことを高知へ報告し、中村山内家の家老が宇和島伊達家の家老へ書面と使者を送り非違を詰問した。この時は伊達家が丁寧な返書を寄せ、過失を陳謝してきたので、事件は無事に落ち着いた。しかし、他領民による小規模の盗伐でなく、他藩による大規模な盗伐というこの事件により、土佐藩がこの一帯の藩境に警戒を強めたのは間違いないだろう。『大海集』には、当時の境界近傍の庄屋等の心構えについて次のように記している。「他国境目ややもすれば諸浪人押入、或は盗人来り民をせば安全になく、それゆへ御境目に勇猛の者御撰ミ大庄屋ニ被仰付ゆへに其頃迄も武芸にたしなみ、若も押入盗賊来れば庄屋手打にし地下人でも棒捕手を覚へ候もの数々有、見付にたたきふせ召捕、大木などにゆひ付て二三日もおらび、向後入来まじきとせいもんさせ申す由(後略)」。

また、『大海集』には正保3年(1646)にも黒尊山で境目争論があったとの記述があり、以前から宇和島側の侵入が起こっていたため、藩は警戒を強め、庄屋に対し厳しい処置を取るように命じていたことが分かる。このようなことがあったため、篠山争論においても領民は強気な行動に出たものと推測される。

しかし、そのことはあくまで副因にしかすぎないように思う。先にも述べたが藩境争論は大きく見れば藩の政治問題である。そして先に述べたように、藩の面子を保つための争いという側面を少なからず持つ。仮に幕府評定所が宇和島藩の主張している境目が全部認めたとしても、宇和島分となる領地は土佐藩の領地面積からしてみれば微々たるもので、経済的損失はたいしたものではない。しかし、領民にとってこの境目争論は、自分たちの面子に関



図7 黒尊山位置図

わる争いではない。彼らはその場所が、入相としてでも使えるか、あるいは他領となって使用を禁止されるかで経済面に大きな影響が出てくる。

篠山争論の場合、観音寺の所属を巡る争いは藩の面子にかかわるものであって、宇和島側の観音寺襲撃事件などはまさしく藩の指揮によって行われたものであろう。しかし、毎日のように頻発していた小川平の所属を巡る小競り合いは、藩による指示で行ったというよりも、領民が自分たちの利益を守るために起こした行動と考えるべきではないだろうか。沖之島争論にしても同様のことが言える。沖之島の地境は藩の面子にかかわる争いである。なぜなら沖之島の耕作面積は猫の額ほどで、領民の経済面に大きく影響はしない。彼らの生活に影響するのは陸よりも海の境界線だ。網代が今まで通り使えるか否かは、漁業を生活の糧とする領民にとっては死活問題である。

しかも、宇土藩境争論の場合、争いの発端となったのは、その土地の領民の主収入源となっていた場所の帰属を巡るものであった。篠山の場合は小川平の森林資源であり、沖之島の場合は網代の海産資源である。一旦、争論が起きると双方生活がかかっているため、何としても自分たちの主張を通さなければならない。それは両藩の面子や為政者の思惑などよりももっと切実なものであろう。しかも藩の後ろ楯もある。よって、領民は「磯獵致候えば、其の海草桶までも押取、山の諸作仕候えば、是又理不尽に押取」²⁹⁾ や「百姓共を打擲被仕(中略)小屋焼払并山ニ火を付」³⁰⁾ などの数々の強硬手段に出たのではないかと推察される。

しかし、そのことはかえって彼ら領民が自ら首を絞めたということでもある。藩としては、勝っても利益はほとんど生じないのに、負けると面目丸つぶれとなってしまう争いなど起きない方が良く決まっている。幕僚への買収工作など、交渉にかかる費用も馬鹿にならない。しかし、争いが起こってしまった以上、藩の面子にかけて負けるわけにはいかない。よって、領民の主張を全面的に指示してお互い譲らない。そのことが、領民の行動を勢い付け、さらに騒動を大きくしてしまったのではないかと推察される。

領民同士の争いはほとんど子供の喧嘩のような報復の繰り返しで、藩の役人同士の書状のやり取りを見ても、相手の追及に対して一切否定し続けるので、交渉といってもほとんど水掛け論に近く、進展の仕様がないう。沖之島も篠山も一旦は双方の役人同士で禁足の申し合わせが行われ、解決の兆しを見たにもかかわらず、領民同士の争いで破談になってしまっている。当然、領民は争論が起こっている期間、争論となっている場所での仕事はまともに行えないし、治安も悪化する。領民が自らの首を絞めたというのは、その強硬な行動が争論を膠着、長期化させてしまい、その間平穏な生活を取り戻せなかったということだ。

少なくともはっきり言えるのは、領民は単に藩に命じられて藩境争論の手駒として使役されていたということではなく、自分たちの利益を守るために積極的に争論にかかわっていたということである。

(3) 領民の生活への影響

では、一連の藩境争論は領民の生活にどのような影響を与えたのであろうか。

兼山は藩境争論が片付いた後の万治3年(1660)。沖之島に「弘瀬浦掟」と呼ばれる法令

を実施した。それは弘瀬浦が土佐領である事を知らしめるというためでもあろうが、真意は別のところにある。17条の筆頭に上げられているのが「一、地下人耕作をはけみ、是を以て為渡世獵等ハうきものと可相心得事」(『沖之島地堺論』)とする次の触れである。

漁獲高の安定しない魚業よりも、生活の基盤は農業に求めるべきであるというこの第一条は、新田開発で土佐藩の財政を立て直した兼山らしい考え方だが、彼は今回の藩境争論において、「うきもの」である漁業資源が狙われたことで、「例えそのようなことがあっても領民の生活が揺るがないように、農業を生活の基盤とするべきだ」と、さらにその考え方を強くしたのではないか。

掟は続けて、鯉の火焚き船の増加、魚尋船の督励、延縄の奨励、あるいは塩魚の製造法の指導など、漁業生産の拡大についても触れている。さらには飯米の貸し与え、子供や体の不自由な者でも身分相応の仕事させること、風紀を正すこと、人口増加のために他所へ嫁を出さないことなどがある。

もちろんこれらは領民の自給度を高めることで、藩の収入を増加させようとする意図がある。掟には刈り取った萱と捕獲した鷹を藩が買い上げるという条目もある。さらにここでは「時々ハ浦奉行沖立之船ニ乗、又ハ山所作を致見分、諸事仕役之ためしを仕、三日に一度宛令吟味、家々をも廻り、精を出シ候ものハ取立、怠候ものハいましめ、浦奉行先立て細におしへ可申候」(『沖之島地堺論』)³¹⁾とあるように、百姓だけでなく、浦奉行に対しても責任を課している。

こうした細かな指導と監督によって、領民を直接支配し、その生産力を高め、さらには藩の財政力向上に繋げようという思惑がこの掟から分かる。さらに掟の最後の「不随もの於在之ハ、依罪之輕重可申付候、勿論重科之輩ハ可処死罪事」³²⁾の文面からも領民支配への強い意識が見られる。

さらに兼山は寛文2年(1662)にも、「國中掟」を出している。この掟は弘瀬浦掟と同じく農業を生産力の第一としながらも、新たに木綿、煙草、菜種、茶などの商品作物の栽培に免税を設けて奨励し、果実の栽培と商売の許可、さらに百姓水主と雖も物書き算用を習うことなど、藩内生産物の強化や売買の促進といった新政策を打ち出している。

一連の宇土藩境争論は、兼山に辺境の地の重要性を認識させ、そのような場所にも藩の領民支配が及ぶようになった。それは農漁民への負担の増加でもあり、寛文3年の兼山失脚後に兼山政治に対する苦情を提出した『上灘草臥申覚書』³³⁾には、年貢や夫役の未進に苦しみ、浦方で266人もの走り者が出たことが記されている。しかし、『淡輪記』には延宝元年(1673)頃の浦方の様子を、近年浦成立ち家数・船数・獵道具・諸労働等多く成り、諸納銀次第に増したと記しており³⁴⁾、決して農民を苦しめただけのものでもなかったようである。

兼山が争論地域に出した掟は、領民支配を行き届かせることと、藩境地域の経済を活発にし、藩の収益を高めることが目的であった。そのために彼は単に重度の課税をするのではなく、課税に耐えうるだけの生産力を領民に求めたのではないか。また、その政策は短期的に見れば負担の増加で領民を苦しめ、多くの走り者を出したが、長期的には辺境の経済発達

を促した、と考えることができるのではないか³⁵⁾。

4、おわりに

以上、為政者側と領民側、それぞれの視点で宇土藩境争論を見てきたが、総括的には次のようなことが言えるのではないか。

境目争い初期の盗伐や侵入は領民にとっての経済圏への侵害であり、領民の生活に直接関わる問題であった。よって初期の争いは領民の自衛的な行動が中心であったが、緊迫した事態が長引くにつれて藩の政治的な要素の方が強まり、そのことにより領民や庄屋は藩の面子を保つための「建て前」の部分として、藩の手足として最前線で動かされることになっていった。また、藩の指揮で領民を動員した境目争論と明確にされた藩境は、それまで藩の直接的な支配が届きにくかった辺境の地の重要性を為政者に再認識させ、後に出される沖之島の『弘瀬浦掟』や『国中掟』をはじめとする確然たる支配体制が築かれる一因となったのではないか。

宇土藩境争論一例をもって江戸初期の藩領争論の全てを推し量るのは浅薄である。しかし、少なくとも言えるのは、国絵図作成を契機に全国で起こった江戸初期の藩境争論は、幕藩体制の確立においては避けては通れないものであったということである。特に正保国絵図において幕府は詳細な絵図基準を示して諸国間での国絵図様式統一を図ると共に、国絵図・郷帳の徴収が幕府文庫への収納を目的とすることを明確に打ち出している³⁶⁾。

しかし、このような極めて政治的な地図でありながら、宇土藩境争論において『長宗我部地検帳』が有力な証拠として採用されたように、伝統的な国郡制の区域を基調とする内容であったがために、幕藩体制下の現実的行政区域である藩領域との間に矛盾を生じ、数々の藩領争論が起こってしまったのである³⁷⁾。

また、近世初期の貨幣経済の発達には藩境地域の資源を市場へと結びつけ、そこに発生する利益が要因となって伝統的な国郡制の区域の書き換えを画策した藩境争論が発生したと考えたい。つまり、江戸幕府成立当初の混乱も落ち着き、安定しつつある社会情勢が、貨幣経済の発達と幕藩体制のさらなる強化の思惑という二大要素を生み出し、それらが国絵図作製に端を発して中世的行政区域との間に生じた矛盾を解決するきっかけとして起こったのが江戸初期の藩境争論であり、それは幕藩体制の確立と貨幣経済の発達においては避けては通れないものであったということが言えるのではないだろうか。

本稿は2006年度に奈良大学に提出した卒業論文「宇土藩境争論から見る江戸時代初期の藩領争論の歴史的意義」を改変して作成したものである。当時、研究全般にわたって御教導して下さった指導教官の鎌田道隆先生に、心から感謝の意を表したい。

【註】

- 1) 川村 1996、88 頁。
- 2) 「古歌ニ さゝやはすまさき川わけ松尾坂もくつ浜中あしハおりのり」とある（『宿毛市史資料十一 篠山国堺論定』206 頁）。上の句は篠山の国境（篠矢筈・正木川別・松尾坂）、下の句は沖之島の国境（藻津・浜中・葦原・下乗）を示している。
- 3) 前掲 2) の史料によると沖之島には 35 ヶ所の網代（土佐分のみ）が記されている
- 4) 『高知県史 近世編』164 頁。
- 5) 『高知県史 近世編』135 頁。以下県史の記述などを参考にしながら史料を上げて整理する。
- 6) 『沖之島地堺論』『篠山国境論定』に編者名は記されていないが、編纂の手法から淡輪四郎兵衛であると思われる。
- 7) 田岡典夫 1979『小説野中兼山 下巻』（平凡社）153 頁。
- 8) 『宿毛市史資料十二 篠山国堺論定』169 頁。
- 9) 『宿毛市史資料十四 淡輪記 下』142 頁。
- 10) 横川 1962、226 頁。
- 11) 「沖ノ島公事一件書付類」（『愛媛県史 資料編 近世下』228 頁）。
- 12) 『野中兼山関係文書』。
- 13) 横川 1962、215 頁。
- 14) 『宿毛市史資料十二 篠山国堺論定』171 頁。
- 15) 『宿毛市史資料十四 淡輪記 上』204 頁。
- 16) 『宿毛市史資料十四 淡輪記 上』209 頁。
- 17) 『宿毛市史資料十二 篠山国堺論定』228 頁。
- 18) 『高知県史 近世編』164 頁。
- 19) 横川 1962、204 頁。
- 20) 『宿毛市史資料十四 淡輪記 上』82 頁。
- 21) 横川 1962、219 頁。
- 22) 『宿毛市史資料十四 淡輪記 下』37 頁。
- 23) 『宿毛市史資料十一 沖之島地堺論』226 頁。
- 24) 『宿毛市史資料十二 篠山国堺論定』228 頁。
- 25) 『宿毛市史資料十一 沖之島地堺論』149 頁。
- 26) 『宿毛市史資料十二 篠山国堺論定』47 頁。
- 27) 『宿毛市史資料十二 篠山国堺論定』48 頁。
- 28) 『大海集 翻刻編』。
- 29) 「沖ノ島公事一件書付類」（『愛媛県史 資料編 近世下』229 頁）。
- 30) 『宿毛市史資料十二 篠山国堺論定』53 頁。
- 31) 『宿毛市史資料十一 沖之島地堺論』191 頁。
- 32) 『宿毛市史資料十一 沖之島地堺論』192 頁。

- 33) 横川 1962、144 頁。
- 34) 横川 1962、145 頁。
- 35) 土佐藩の藩境の村々には他領域との人・物の交流が盛んで、藩境を超えた庄屋間の情報ネットワークが存在していた。藩境は政治レベルでは線として確定されたが、他方他領との緩衝地帯として位置付けられ、二重の運用があったとされる。近世前期の土佐藩は、藩境地域を緩衝地帯として柔軟な人・物の流通策をとっていたが、江戸後期（天明期）にはこうした経済圏に対する藩領域経済圏の強化を目指した流通統制強化が行われたことで矛盾が生じ、一揆や逃散が頻発したことが明らかにされている（荻 1999）。江戸初期の宇土藩境争論についても、今後こうした藩境地域の緩衝地帯としての性格や藩の統制策と実態の矛盾を意識して史料を解釈していく必要があるだろう。
- 36) 川村 1996、15 頁。
- 37) 先行研究では、中世の村々の自力救済から、戦国～江戸初期には訴訟・裁判による紛争解決が中心手段になっていった（渡辺 2017）。江戸初期の各地争論に対し、幕府は正保国絵図作成を契機に村々の入会関係の調整を図り、元文～寛保期に一連の規定を成文化する。国郡境、村境、山海入会に関する規定は「双方証拠これ有るに於ては、大道或は川の中央、又は岸通り、谷合見通し、水帳次第古田畑境たり」という顕著な自然形状をもって境界とする原則が貫徹された（丹羽 1987）。

【参考文献】

- 愛媛県史編さん委員会 1988『愛媛県史 資料編 近世下』
- 荻慎一郎 1999「百姓一揆と情報・庄屋・藩境—土佐藩池川紙一揆研究覚書—」『日本近世の地域社会論』文献出版
- 川村博忠 1996『国絵図』吉川弘文館
- 高知県 1968『高知県史 近世編』高知県
- 高知県文教協会 1965『野中兼山関係文書』高知県文教協会
- 高山嘉明 2020「「郷土年譜」にみる土佐藩の郷土取り立て事情」『高知県立坂本龍馬記念館研究紀要』2号
- 美山靖編 1982『大海集 翻刻編』愛媛大学古典叢刊刊行会
- 丹羽邦男 1987「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」『日本の社会史2 境界領域と交通』岩波書店
- 橋田庫欣・津野松生編 1983『宿毛市史資料十一 沖之島地堺論』宿毛市教育委員会
- 橋田庫欣・津野松生編 1983『宿毛市史資料十二 篠山国堺論定』宿毛市教育委員会
- 橋田庫欣・津野松生編 1984『宿毛市史資料十三 淡輪記 上』宿毛市教育委員会
- 橋田庫欣・津野松生編 1984『宿毛市史資料十四 淡輪記 下』宿毛市教育委員会
- 横川末吉 1962『野中兼山』吉川弘文館
- 渡辺尚志 2017『江戸・明治 百姓たちの山争い裁判』草思社